週休２日工事（受注者希望型）

工事費内訳書提出対象工事

建設リサイクル法対象工事

津和野町土木工事仕様書

打合せ確認欄		
総括監督員	主任監督員	監督員

※契約後速やかに監督員と打ち合わせを行うこと。

照合	課長	照合者

工事名	令和8年度 町道商人線道路改良工事		道川名	町道商人線
査定番号			施工位置	鹿足郡 津和野町 商人　地内
契約の方法及び条件	契約方法	一般競争入札	入札(見積)場所	津和野町 本庁舎１階 第１会議室
	入札(見積)日時	令和　8　年　11　月　27　日　　9　時　10　分　より		
	入札保証金	免除	契約保証金	10/100 以上
	前払金	40　%	最低制限価格	設ける
	部分払	工事中　1　回	その他の条件	（1）町税の滞納のないもの （2）郵便入札は認めない （3）再度入札は２回まで
	完成期日	令和９年３月30日	現場説明	しない

契約の内容	区分	契約年月日	着手年月日	竣工年月日	請負金額
	当初契約				円
	変更契約				円
	変更契約				円
	請負者住所・名称				

監督職員	総括監督員	主任監督員	監督員

記事

本件は、津和野町契約規則等の定めるところにより執行する。

(注１)　入札に参加しようとする者の間に別紙に示す資本関係又は人的関係がないこと。

(注２)　請負代金の額が500万円以上の工事においては、受注者は中間前払金によるか、又は部分払によるかを契約締結時に選択するものとし、契約締結後の変更は認めないものとする。

(注３)　配置技術者について

（１）　請負代金の額が4,500万円(建築一式工事は9,000万円)以上の工事については、主任技術者又は監理技術者を工事現場に専任で配置しなければならない。

（２）　入札日以前又は入札当日において、他の工事を受注又は落札したことによって配置技術者を配置できなくなった場合は、本工事の入札参加資格を失うため、入札書提出前であれば、入札辞退届を提出すること。また入札書提出後であれば、配置技術者を配置できなくなった旨を届け出ること。

（３）　落札後において、配置技術者の重複等によって配置技術者の配置ができないことが明らかとなった場合は、契約前であれば、契約を締結しないこともあり得る。また、契約後であれば契約を解除することもあり得る。

(注４)　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額を落札額とするので入札書に記載する金額は見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税相当額を含んだ額)の110分の100に相当する金額とすること。この場合、10%に相当する金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

(注５)　落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は契約を締結しません。

(注６)　本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

(注７)　本工事は「島根県公共工事共通仕様書」並びに「島根県公共工事共通仕様書 特記事項」を適用する。
これらについては、次の島根県ホームページを参照のこと。
http://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/shiyousyo/

1， 特許権等権利の対象となっている施工方法の指定（第８条）

2， 監督職員を２人以上置く場合のそれぞれの監督員の有する権限内容（第９条第３項）

3， 中等を超える品質を必要とする工事材料（第１３条第１項）

4， 監督員の検査を受けて使用すべき工事材料の指定（第１３条第２項）

5， 監督員の立会のうえ調合すべき工事材料の指定（第１４条第１項）

6， 調合について見本検査を受けるべき工事材料の指定（第１４条第１項）

7， 監督員の立会のうえ施工すべき工事の指定（第１４条第２項）

8， 見本又は工事写真等の記録を整備すべき工事材料の調合又は工事の施工（第１４条第３項）

9， 支給材料及び貸与品の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期（第１５条第１項）
不用となった支給材料又は貸与品の返還方法（第１５条第９項）
支給材料の使用方法（第１５条第１１項）

10， 工事の施工上必要な用地で発注者が確保するものの指定（第１６条第１項）

11， 部分払いの対象とする工事材料及び工場製品の指定（第３８条第１項）

12， 部分引渡しを受ける部分の指定（第３９条第１項）

13， 火災保険その他の保険に付さなければならないもの（第５１条第１項）

（別紙）

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ｲ)親会社と子会社の関係にある場合

(ﾛ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②人的関係以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ｲ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ｲ)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

施工条件書

明示項目	明示事項		制約条件等
1. 工程関係	1. 関連する別途発注工事	☐ あり ☑ なし	調整項目 ☐ 土砂・資材の流用 ☐ 仮設又は工事用道路の調整 ☐ 施工順序の調整 ☐ その他 （ ） 調整が必要な工事名: 調整が必要な工事の工期:
	2. 施工時期、施工時間及び施工工法の制限	☐ あり ☑ なし	制限される工種名: 施工時期及び施工時間: 施工方法:
	3. 他機関等との協議が未完了	☐ あり ☑ なし	協議機関名: 協議完了見込み時期:
	4. 他機関等協議による工程条件	☐ あり ☑ なし	制限される工種名: 施工期間:
	5. 占用物件工事との工程調整	☐ あり ☑ なし	占用物件名 ☐ 電気 （工事時期: ） ☐ 電話 （工事時期: ） ☐ 水道 （工事時期: ） ☐ ガス （工事時期: ） ☐ その他 （工事時期: ）
	6. 漁業協同組合との調整	☐ あり ☑ なし	漁業協同組合名: 内水面漁業協同組合については島根県公共工事共通仕様書特記事項による
	7. 工期		予定工期:令和9年3月30日 工期には、雨天・休祭日、夏期休暇・年末・年始休暇及び官公庁の土曜閉庁日を見込んでいる。
	8. 週休2日工事の対象工事	☑ あり ☐ なし	
	9. その他	☐ あり ☑ なし	内容:

施工条件書

明示項目	明示事項	制約条件等
2. 用地関係 ※任意であっても、受注者の責によらない事由と認められた場合は変更対象となる。ただし、事前に発注者と協議を行わず施工した場合は変更対象としない。	1. 用地補償物件の未処理箇所 ☐ あり ☑ なし	未処理箇所 ☐ 別添図等 ☐ No. ～No. 完了見込み時期:
	2. 仮設ヤードの指定 ☐ あり ☑ なし	仮設ヤード ☐ 官有地 ☐ 民有地 使用期間: 別添図面等 ☐ ヤード位置図 ☐ ヤード平面図 （面積: ㎡） 使用条件・復旧方法: 占用料又は借上費 ☐ 必要 ☐ 不要
	3. その他 ☐ あり ☑ なし	内容:
3. 公害対策関係	1. 施工方法、建設機械・設備等の制限 ☐ あり ☑ なし	制限項目 ☐ 騒音 ☐ 振動 ☐ 水質 ☐ 粉じん ☐ その他 （ ）
		☐ 施工方法 ☐ 指定工法名: ☐ その他:
		☐ 建設機械・設備 工種:
		☐ 作業時間 （ ）
		☐ その他 （ ）
	2. 事業損失防止に関する調査 ☐ あり ☑ なし	調査項目 ☐ 騒音測定 ☐ 振動測定 ☐ 水質調査 ☐ 地盤沈下測定 ☐ 近隣家屋の事前・事後調査 ☐ 地下水位等の調査 ☐ その他 （ ） 調査方法 ☐ 別途資料 ☐ 別途協議 調査費 ☐ 計上あり ☐ 別途協議
	3. その他 ☐ あり ☑ なし	内容:

施工条件書

明示項目	明示事項	制約条件等
4. 安全対策関係 ※任意であっても、受注者の責によらない事由と認められた場合は変更対象となる。ただし、事前に発注者と協議を行わず施工した場合は変更対象としない。	1. 交通安全施設関係の指定 ☐ あり ☑ なし	☐ 交通安全施設等の配置 ☐ 別添図等 ☐ その他 （ ） ☑ 交通誘導員の配置 配置人員：10 人（内、交通誘導員A 人）
	2. 近接公共施設等に対する制限 ☐ あり ☑ なし	近接公共施設名 ☐ 鉄道 ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ その他 （ ） ☐ 施工時間の制限 施工時間： ☐ 作業制限 制限を受ける工種： 制限内容：
	3. 落石、土砂崩落又は発破作業等に対する防護施設 ☐ あり ☑ なし	防護施設等の配置 ☐ 別途資料 ☐ 別途協議 設置期間：
	4. 労働安全衛生法第30条第2項に基づく、特定元方事業者の指名 ☐ あり ☑ なし	☐ 本工事の請負者 ☐ 工期当初より指名予定 ☐ 工期途中より指名予定（今後別発注工事があった場合） ☐ 関連他工事の請負者（ ）
	5. その他 ☑ あり ☐ なし	内容：通行規制については、別途発注者と協議が必要

施工条件書

明示項目	明示事項		制約条件等
5. 工事用道路関係 ※任意であっても、受注者の責によらない事由と認められた場合は変更対象となる。ただし、事前に発注者と協議を行わず施工した場合は変更対象としない。	1. 一般道路（搬入路）の使用制限	☐ あり ☑ なし	経路 ☐ 別添図等 ☐ 別途協議 ☐ 使用期間 （ ） ☐ 使用時間帯（ ） ☐ 使用中及び使用後の措置 ☐ 別添図等 ☐ 別途協議
	2. 仮設道路の設置条件	☐ あり ☑ なし	構造・延長等 ☐ 別添図等 ☐ 別途協議 ☐ 安全施設等 ☐ 別添図等 ☐ 別途協議 ☐ 使用中及び使用後の措置 ☐ 別添図等 ☐ 別途協議
	3. その他	☐ あり ☑ なし	内容：
6. 仮設備関係 ※任意であっても、受注者の責によらない事由と認められた場合は変更対象となる。ただし、事前に発注者と協議を行わず施工した場合は変更対象としない。	1. 仮設備の引渡し又は引き継ぎ	☐ あり ☑ なし	引き渡す（引き継ぎを受ける）仮設備： 引き渡す（引き継ぎを受ける）工事名： 引き渡す（引き継ぎを受ける）時期： 引き渡し時（引き継ぎを受ける時）の条件：
	2. 仮設物の構造及び施工方法の指定	☐ あり ☑ なし	構造・設計条件 ☐ 別添図等 ☐ その他 （ ） ☐ 施工方法の指定 工法名： ☐ 設計条件の指定 制約事項：
	3. その他	☐ あり ☑ なし	内容：

施工条件書

明示項目	明示事項		制約条件等
7. 建設副産物関係	1. 建設発生土搬出先の受入条件	☑ あり ☐ なし	☑ 押土・整地 ☐ その他 （ ） ☐ 受入側の制約 制約事項:
	2. 建設廃棄物の処理条件	☑ あり ☐ なし	☐ 処理施設の指定 施設名: ☐ 受入側の制約 制約事項: ☑ その他 （ 再資源化処理施設により適切に処理すること ）
	3. その他	☐ あり ☑ なし	内容:
8. 工事支障物件等	1. 工事支障物件	☐ あり ☑ なし	支障物件名 ☐ 電気 協議 ☐ 済み ☐ 未了 位置: 移設時期: ☐ 電話 協議 ☐ 済み ☐ 未了 位置: 移設時期: ☐ 水道 協議 ☐ 済み ☐ 未了 位置: 移設時期: ☐ ガス 協議 ☐ 済み ☐ 未了 位置: 移設時期: ☐ その他 協議 ☐ 済み ☐ 未了 位置: 移設時期:
	2. 試掘調査	☐ あり ☑ なし	調査箇所数: 箇所 位置:
	3. その他	☐ あり ☑ なし	内容:

施工条件書

明示項目	明示事項		制約条件等
9. 排水工 （汚水処理を含む） ※任意であっても、受注者の責によらない事由と認められた場合は変更対象となる。ただし、事前に発注者と協議を行わず施工した場合は変更対象としない。	1. 汚水・泥水の排水制限	☐ あり ☑ なし	内容
	2. 水質調査	☐ あり ☑ なし	調査項目
	3. 水中ポンプ	☐ あり ☑ なし	口径: 台数: ☐ 常時排水 ☐ 作業時排水
	4. その他	☐ あり ☑ なし	内容:

施工条件書

明示項目	明示事項	制約条件等
10. 薬液注入	1. 薬液注入 ☐ あり ☑ なし	工法区分: 注入材料 ☐ 溶液型 ☐ 有機 ☐ 無機 ☐ 懸濁型 ☐ 瞬結 ☐ 中結 ☐ 長結 施工範囲 対象土量: m^3 対象範囲の土質: 削孔 削孔間隔及び配置: 削孔総延長: 削孔本数 注入量 総注入量: 土質別注入率: その他

施工条件書

明示項目	明示事項		制約条件等
11. その他	1. 工事用資機材の保管又は仮置き場の指定	☐ あり ☑ なし	場所: 期間:
	2. 現場発生品	☑ あり ☐ なし	品名:ガードレール 引渡場所:津和野町　河村　地内 運搬距離:
	3. 植栽保険	☐ あり ☑ なし	樹木名・本数等:
	4. 中間検査	☐ あり ☑ なし	検査回数: ☐ 1回 ☐ 2回
	5. 部分使用	☐ あり ☑ なし	部分使用範囲: 目的: 部分使用期間:
	6. 技術管理上特に必要な資料	☐ あり ☑ なし	資料名:
	7. 台帳の作成	☐ あり ☑ なし	対象台帳:別添 作成対象台帳一覧参照
	8. 遠隔臨場試行要領の適用	☐ あり ☑ なし	「建設工事等の現場の遠隔臨場に関する試行要領(案)」に基づき、 事前に受発注者で遠隔臨場の適用について協議を行う 島根県技術管理課HP:https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/ICT/enkakurinzyo.html
	9. 情報共有システム実施要領の適用	☐ あり ☑ なし	「島根県発注工事等における情報共有システム実施要領」に基づき、 当初設計額5,000 万円以上の工事は利用必須 島根県技術管理課HP:https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/cals_ec/kyouyuu.html
	10. 島根県検査書類限定型工事試行要領の適用	☐ あり ☑ なし	「島根県検査書類限定型工事試行要領」に基づき、受発注者協議のうえ適用 の可否を確認 島根県技術管理課HP:https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/hin/
	11. その他	☐ あり ☑ なし	内容:

建設廃棄物の処理に関する特記仕様書

1．建設廃棄物の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）及び島根県建設副産物処理要領に基づいて行うこと。

2．建設廃棄物の処理を委託する場合は、建設廃棄物処理法の許可を得た業者に委託するか、個別指定を受けて適切に処理すること。この場合は、書面で委託契約を締結し、工事完成時に委託契約書を提示すること。

3．建設廃棄物が適正に処理されたことを産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより確認し、処理完了後にＤ票及びＥ票、または電子マニフェストから印刷した受渡確認票（ＪＷＮＥＴのロゴマーク付き）を提示すること。

また、マニフェストをもとに種類毎の処理量の集計表（様式は問わない）を作成し、提出すること。

4．受注者が自ら処理する場合は、処理前後を対比して処理数量及び処理状況が確認できる図面、写真等の資料を提出すること。

5．建設廃棄物の処理について、管轄の保健所と協議した場合はその資料の写しを提出すること。

6．本工事の施工に伴い発生した建設廃棄物は、以下により処理すること。

（1）コンクリート塊

コンクリート塊の工事現場からの搬出については、工事現場から直線で半径２０キロメートルの範囲内の再資源化施設に原則搬出すること。

（2）アスファルト・コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊の工事現場からの搬出については、工事現場から直線で半径４０キロメートルの範囲内の再資源化施設に原則搬出すること。

廃棄物処理施設

建設副産物の種類	ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	建設発生木材	建設汚泥（中間処理～最終処分）	その他（　）
①受入れ場所	(株)益田重機運輸 リサイクル益重	(株)益田重機運輸 リサイクル益重			
②受入れ時間帯	8:00 ～ 17:00	8:00 ～ 17:00			
受け入れ費用	受け入れ費用については、平日を見込んでいる。				
④仮置き等					
⑤受け入れ条件	概ね50cm以下 ・異物除去	概ね50cm以下 ・異物除去			
備　　考					

再生資材等の使用に関する特記仕様書

1．受注者は、下記について再生資材を使用すること。なお、使用に際し、監督職員及び再資源化施設側（再生資材を製造する施設）と十分協議すること。

（1）砕石・砂・アスファルトコンクリート・改良土

資　　材　　名	規　　格	使　用　箇　所	備　考
再生クラッシャーラン	ＲＣ－４０	基礎砕石・工事用道路	
再生砂	ＲＳ		
再生密粒度アスファルト・コンクリート	骨材の最大粒径 13mm		
再生粗粒度アスファルト・コンクリート	骨材の最大粒径 20mm		
再生改質アスファルト・コンクリート	骨材の最大粒径 20mm		
再生アスファルト安定処理			
改良土	第　　種改良土		

2．再生クラッシャーランの原材料は、コンクリート塊、アスファルト･コンクリート塊、廃瓦及び砕石とし、ゴミ、泥、ガラス、陶磁器、レンガ、プラスチック、金属等の有害量含んではならない。

また、次に示す品質および環境基準を満足することを製造業者が 1 年以内に行った試験の証明書等により確認しなければならない。

（1）再生クラッシャーランの品質

下層路盤材として使用する場合の品質は、島根県公共工事共通仕様書の第 2 編　材料編　表 2－2－4 再生砕石の粒度、第 3 編　土木工事共通編　第 1 章　総則　第 6 節一般舗装工　3－2－6－3 アスファルト舗装の材料　表 3－2－16 下層路盤の品質規格　の規定による。ただし、一部を以下のとおりとする。

1）ＰＩは規定しない。

2）コンクリート塊の再生骨材、廃瓦の再生骨材のすり減り減量は５０％以下とする。

（ロサンゼルス試験器による粗骨材のすり減り試験（１３～５mm のもの））

下層路盤材以外で使用する場合の品質は上記を準用する。

（2）環境基準

廃瓦を原材料として使用している場合は、平成２１年３月３１日付け廃第８０９号『廃瓦破砕物の土木資材としての再生利用に係る取扱いについて』に定められた有害物質の溶出量基準を満足すること。

3．再生クラッシャーランについては、施工計画書の主要資材一覧表において、備考欄にその原料名を記載すること。（参考値として配合割合を記載すること）

なお、これを変更する場合には、監督職員と協議すること。

注）再生砕石の原材料に、「コンクリート塊」「アスファルト塊」「廃瓦」「新材」以外を使用する場合には、廃棄物処理法に基づく「再生利用業個別指定」を受ける必要があるので、注意すること。

4．再生アスファルト混合物のうち、アスファルト・コンクリート再生骨材の配合率は、１０～５０％とし、配合設計書を提出し監督職員の確認を受けなければならない。なお、改質アスファルトを使用する再生加熱アスファルト混合物は再生骨材の配合率を１０％以下とする。

ただし、アスファルト混合物事前審査認定混合物は除く。

5．工事発注後、再生資材の品質及び供給が得られない等やむを得ない事情により上記の指定によりがたい場合は別途協議すること

建設リサイクル法に関する特記仕様書

１．本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号。以下「建設リサイクル法」という。）」に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、建設工事請負契約書「8　解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

（１）分別解体等の方法

工　　程	作　業　内　容	分別解体等の方法
①仮設	仮設工事 □有　☑無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
②土工	土工事 ☑有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
③基礎	基礎工事 □有　☑無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
④本体構造	本体構造の工事 ☑有　□無	□手作業 ☑手作業・機械作業の併用
⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☑有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
⑥その他（　　）	その他の工事 □有　☑無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

※当てはまる□に「レ」印を記入。

（２）再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	コンクリート	ｱｽﾌｧﾙﾄｺﾝｸﾘｰﾄ	木　材
施設の名称	(株)益田重機運輸 リサイクル益重	(株)益田重機運輸 リサイクル益重	
所　在　地	益田市虫追町ｲ528	益田市虫追町ｲ528	
受 入 時 間	8:00～17:00	8:00～17:00	
仮 置 き 等			
受 入 条 件	概ね50cm以下 ・異物除去	概ね50cm以下 異物除去	
備　　考			

注１）上記（２）については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

注２）土木工事に伴い発生する伐採木、伐根材や草は建設資材ではないため、特定建設資材廃棄物には該当しない。

２．特定建設資材の分別解体等・再資源化等の完了時に建設リサイクル法第１８条に基づき書面にて報告する「再資源化報告書」は、建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）へ以下の事項を入力することにより監督職員に報告したものとみなし、書面による提出を省略する。

・再資源化等が完了した年月日

・再資源化等をした施設の名称及び所在地　　・再資源化等に要した費用

津和野町週休２日工事特記仕様書

本工事は、津和野町週休２日工事（以下「週休２日工事」）の対象である。

１　定義

（１）「週休２日工事」における「完全週休２日（土日）」とは、対象期間の全ての週において、土曜日と日曜日の両日（以下、土日）に現場閉所を行ったと認められる状態（以下、現場閉所完全週休２日（土日））をいう、ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、振替日として土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

（２）「週休２日工事」における「月単位の週休２日」とは、対象期間において、全ての月で４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態（以下、現場閉所月単位４週８休以上）をいう。

（３）「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が週休２日の対象外とする期間は含まない。

（４）「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合を除き、１日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。

なお､現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業を行う場合は現場閉所とはならない。

２　実施方法

（１）受注者は、契約後、＜工期に関する特記仕様書＞に定める「週休２日工事」を確保できる工期を受発注者間で共有した後､「休日取得計画表」等により取得計画を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。

（２）受注者は、受注者希望型においては、契約後、施工計画書の提出時に「週休２日工事」または「週休２日交替制工事」の実施希望の有無を発注者に書面（別記様式１）にて報告するものとする。

（３）受注者は、「週休２日交替制工事」を実施する場合は、施工計画書に技術者及び技能労働者の休日の確認方法を記載し、提出するものとする。

３　実施報告

（１）週休２日工事

受注者は、対象期間終了後、すみやかに対象期間全体の休日等取得実績表を提出しなければならない。

なお、休日等取得実績表の提出にあったっては、津和野町週休２日工事要領及びQ&A を確認のうえ作成すること。その際、現場閉所の取り扱いに疑義がある現場作業については、監督職員へ確認しなければならない。

（２）週休２日交替制工事

受注者は、対象期間終了後、速やかに休日取得状況表を提出しなければならない。また、監督員から請求があった場合は、施工計画書に記載した休日取得状況表の確認根拠となる資料を提示しなくてはならない。

なお、休日等取得状況表の提出にあったっては、津和野町週休２日工事要領及びQ&A を確認のうえ作成すること。その際、休日の取り扱い及び対象期間等に疑義がある場合は、監督職員へ確認しなければならない。

４　工事費の積算及び設計変更

発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に現場閉所月単位４週８休以上の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとする。 なお、完全週休２日（土日）を達成した場合は、精算時に完全週休２日（土日）の補正係数に変更するものとし、月単位の週休２日を達成することができなかった場合は、補正なしとして変更するものとする。

発注者は、「受注者希望型」においては、週休２日の取り組みに際して、対象期間中の現場の閉所または休日状況に応じて、津和野町週休２日工事要領別紙１のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。

「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率または休日が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。

５　履行証明書

発注者は、（２　実施方法）により週休２日に取り組み、月単位４週８休以上の現場閉所または休日が確認でき、かつ竣工検査に合格した工事について、週休２日工事履行証明書（様式２）により、発注者に履行証明を求めることができる。

６　提出書類の虚偽

提出された休日等取得実績表、または休日取得状況表に、虚偽の記載が工事中あるいは工事完了後に判明した場合、建設業法等に基づき、不誠実な行為として取り扱う。

地理院地図
(電子国土Web)

令和８年度 町道商人線道路改良工事

工事場所：鹿足郡津和野町　商人　地内

S=1:25,000

